

監査報告書

令和元年6月5日

社会福祉法人 愛生福祉会

理事長 筒井 大八 殿

監事 三好 琴喜 
 監事 中平 信宏 

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方針に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人 清稟監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

監査実施概要及び監査結果の説明書

2019年6月5日

社会福祉法人愛生福祉会

理事長 筒井 大八 殿

清穎監査法人

代表社員・業務執行社員 公認会計士

船越 啓仁



(1) 理事者と監査人の責任

① 理事者の責任

(i) 計算関係書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

(ii) 財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

② 監査人の責任

(i) 計算関係書類に対する監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。

(ii) 財産目録に対する監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

(2) 監査の概要

① 監査の方法の概要

「一般に公正妥当と認められる監査基準」に準拠し、リスク・アプローチに基づいた監査手続を実施した。

② 監査チームの体制

監査責任者	代表社員・業務執行社員	船越 啓仁
補助者の人数(公認会計士)	1名	
補助者の人数(その他)	1名	

③ 監査時間

監査從事者の内訳	人数	時間数
監査責任者又は業務執行社員	1	147時間
公認会計士	1	126時間
その他	1	2時間
小計	3	275時間
審査担当者	1	1時間
合計	4	276時間

④ コミュニケーションの概要

2019年6月1日に藤田常務と監査の実施状況並びに検出事項についてディスカッションを実施した。

(3) 監査の結果

① 監査意見

(i) 計算関係書類に対する監査意見

当監査法人は、計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人愛生福祉会の当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(ii) 財産目録に対する監査意見

当監査法人は、財産目録が、すべての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

②追記情報に関する事項

該当事項はない。

③会計方針並びに会計処理に関する事項(監査の過程で識別した虚偽表示)

該当事項はない。

④内部統制に関する事項

(i)重要な不備

重要な不備はない。

(ii)その他の改善事項

該当事項はない。

⑤重要な不正及び違法行為に関する事項

該当事項はない。

(4)品質管理体制

① 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、会長が、当監査法人の品質管理に関する最終的な責任を負うこととしている。また、監査責任者は、実施する監査業務の全体的な質を合理的に確保するため、当監査法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負い監査業務のあらゆる局面において、すべての監査チームのメンバーに対して、監査業務の質を重視する姿勢及び行動を示さなければならないこととしている。

② 職業倫理

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が監査業務に關係する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、品質管理規程において①誠実性の原則、②公正性の原則、③職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則、④守秘義務の原則、⑤職業的専門家としての行動の原則についての規定をおいている。

③ 独立性

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、品質管理委員長が独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査し、提出を求めてることとしている。

④ 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人では、契約の新規の締結をする前に、また既存の契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めている。これには、当監査法人として、関与先の誠実性等について慎重に判断すること及び当監査法人として監査を実施するための適性、能力及び人的資源を勘案すること等が含まれている。

⑤ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

専門要員(外部提携者を含む。)を採用する場合には、当監査法人の監査業務に適した資格及び経験を考慮している。当監査法人は、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識しており、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理(独立性を含む。)を遵守することを正当に評価している。

⑥ 業務の実施

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を定めた監査マニュアルに基づき監査を実施している。

⑦ 審査の方針及び手続

当監査法人では、すべての監査業務について専門要員が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、以下の監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定め実施している。

- (i) 審査の内容、実施時期及び範囲
- (ii) 審査担当者の適格性
- (iii) 審査に関する文書化

当監査法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査完了日以降としている。

(5)その他の報告事項

該当事項はない。